

建設工事計画届のポイント

1. 労働安全衛生法に定める計画届について

事業者は、一定の建設物、機械等の設置、移転又は主要構造部分の変更等をしようとする場合や、一定の規模・種類の建設工事を開始する場合は事前にその計画内容を所轄労働基準監督署長に届け出ることを労働安全衛生法第88条で義務づけられています。

2. 計画届の目的

労働安全衛生法で定める計画届は、事業者が建設工事等を開始する前に労働基準監督署が事業場において危険・有害な建設物、機械、工法等が採用されないように事前に審査（労働安全衛生法第88条・89条）することにより、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに快適な職場環境をつくることを目的とされています。

3. 計画届の種類

労働安全衛生法第88条第2項により届出が必要な機械等（組立期間30日前までに届出）

- ・ 型枠支保工（支柱の高さが3.5m以上のものに限る。）
- ・ 架設通路（高さ及び長さがそれぞれ10m以上のものに限る。）
- ・ 足場（つり足場、張出し足場は高さに関係なく、それ以外の足場にあつては、高さが10m以上の構造のものに限る。）

クレーン等安全規則により届出等が必要な特定機械等（設置届は設置工事開始30日前まで）

- ・ クレーン設置届（つり上げ荷重3t以上のもの）
- ・ クレーン設置報告書（つり上げ荷重0.5t以上3t未満のもの）*あらかじめ提出する
- ・ エレベーター設置届（積載荷重1t以上のもの）
- ・ エレベーター設置報告書（積載荷重0.25t以上1t未満のもの）*あらかじめ提出する
- ・ 建設用リフト設置届（同0.25t以上でガイドレールの高さが18m以上のもの）

労働安全衛生法第88条第4項により届出が必要な建設工事（工事開始14日前までに届出）

- ・ 高さ31mを超える建築物又は工作物（橋梁を除く）の建設、改造、解体又は破壊の仕事
- ・ 最大支間50m以上の橋梁の建設等の仕事
- ・ 最大支間30m以上50m未満の橋梁の上部構造の建設等の仕事（人口が集中している地域内における道路上もしくは道路に隣接した場所または鉄道の軌道上もしくは鉄道の軌道に隣接した場所において行われるものに限る。）
- ・ ずい道等の建設等の仕事（ずい道等の内部に労働者が立ち入らないものを除く）
- ・ 掘削の高さ又は深さが10m以上である地山の掘削（ずい道等の掘削及び岩石の採取のための掘削を除く。以下同じ）の作業（掘削機械を用いる作業で、掘削面の下方に労働者が立ち入らないものを除く）を行う仕事
- ・ 圧気工法による作業を行う仕事
- ・ 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は準耐火建築物で、「石綿等」が吹き付けられているものにおける石綿等の除去の作業を行なう仕事
- ・ 廃棄物焼却炉（火格子面積が2㎡以上又は焼却能力が1時間あたり200kg以上のものに限る）を有する廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の仕事
- ・ 掘削の高さ又は深さが10m以上の土石の採取のための掘削の作業を行なう仕事

4. 届出が必要な規模、仕事の範囲及び添付書面・図面等

機械等設置届

設 備	添付書類・図面等	図面等
型枠支保工 支柱の高さが3.5m以上のものに限る。	1. 打設しようとするコンクリート構造物の概要 2. 構造、材質及び主要寸法 3. 設置期間	組立図 配置図
架設通路 高さ及び長さがそれぞれ10m以上のものに限る。(足場の階段等)	1. 設置箇所 2. 構造、材質及び主要寸法 3. 設置期間	平面図 側面図 断面図
足 場 つり足場、張出し足場は高さに関係なく届出が必要。 上記以外の足場については、高さが10m以上の構造のものに限る。	1. 設置箇所 2. 種類及び用途 3. 構造、材質及び主要寸法	組立図 配置図

建設工事計画届

仕事の区分	添付書類の内容
<ol style="list-style-type: none"> 1. 高さ31mを超える建築物又は工作物(橋梁を除く)の建設、改造、解体又は破壊の仕事 2. 最大支間50m以上の橋梁の建設等の仕事 3. 最大支間30m以上50m未満の橋梁の上部構造の建設等の仕事(人口が集中している地域内における道路上もしくは道路に隣接した場所または鉄道の軌道上もしくは鉄道の軌道に隣接した場所において行われるものに限る。) 4. ずい道等の建設等の仕事(ずい道等の内部に労働者が立ち入らないものを除く) 5. 掘削の高さ又は深さが10m以上である地山の掘削(ずい道等の掘削及び岩石の採取のための掘削を除く。以下同じ)の作業(掘削機械を用いる作業で、掘削面の下方に労働者が立ち入らないものを除く)を行う仕事 6. 圧気工法による作業を行う仕事 7. 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は準耐火建築物で、「石綿等」が吹き付けられているものにおける石綿等の除去の作業を行なう仕事 8. 廃棄物焼却炉(火格子面積が2㎡以上又は焼却能力が1時間あたり200kg以上のものに限る)を有する廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の仕事 9. 掘削の高さ又は深さが10m以上の土石の採取のための掘削の作業を行なう仕事 	<ul style="list-style-type: none"> ● 仕事を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面 ● 建設等をしようとする建設物等の概要を示す図面 ● 工事用の機械、設備、建設物等の配置を示す図面 ● 工法の概要を示す書面又は図面 ● 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面 ● 工程表 <p style="text-align: right;">建設工事計画届の添付書類については、15参照</p>

5. 計画の届出を必要としない仮設の建設物

つり足場、張出し足場、高さが10m以上の構造足場にあつては、組立開始日から解体完了日までの期間が60日未満のもの。

6. 届出期限

機械等設置・移転・変更届（様式第20号）については、工事を開始する日の30日前まで。

建設工事計画届（様式第21号）については、仕事を開始しようとする日の14日前まで

7. 届出義務者

建設業で一定の仕事を開始しようとする事業者、ただし仕事为数次の請負によって行われる場合において、その仕事をみずからおこなう発注者がいるときは、その発注者、そのような発注者がいないときは元請負人が届出義務者となります。

8. 届出先及び提出部数

所轄労働基準監督署長（工事を行う場所を管轄する監督署）

正副2部

9. 計画届等社内審査体制の確立

計画届の作成にあたっては、工事の施工管理又は設計管理及び安全管理について、知識を有している者が参画し、施工計画、仮設計画等を安全面から事前に評価を行い、安全衛生面から法令違反がないようにチェックするとともに、予想される危険性についての防止措置、安全で合理的な作業工程の設定等工事における安全衛生について審査することが望ましい。

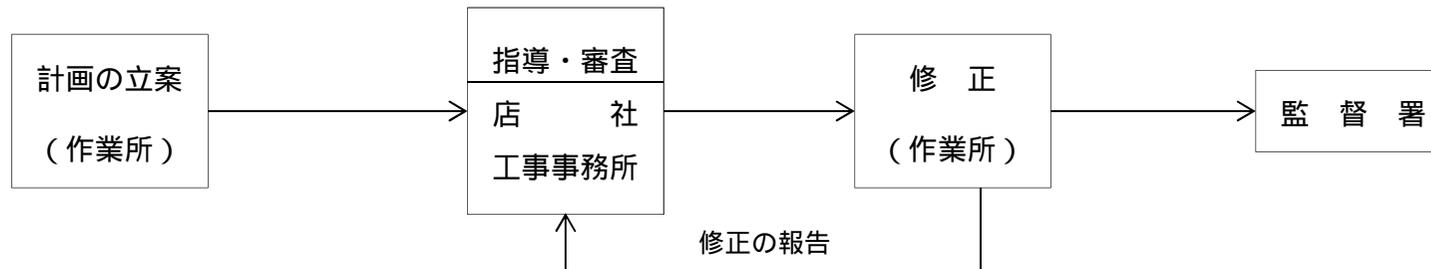
社内評価を行うには、関係部署（参画者、工事担当部、技術部、労務安全部、機械・電気担当者等）による審査委員会を設置し、工事の安全性について総合的に検討することが重要です。

審査後は、計画届審査書を作成し、審査委員長・審査担当者が捺印し、届出書（様式第20号）に添付して下さい。（審査状況を確認するため）

なお、参画者の資格については労働安全衛生法で一定の要件を満たす者でなければならないと規定されています。

参画者の資格要件については、次ページを参照して下さい。

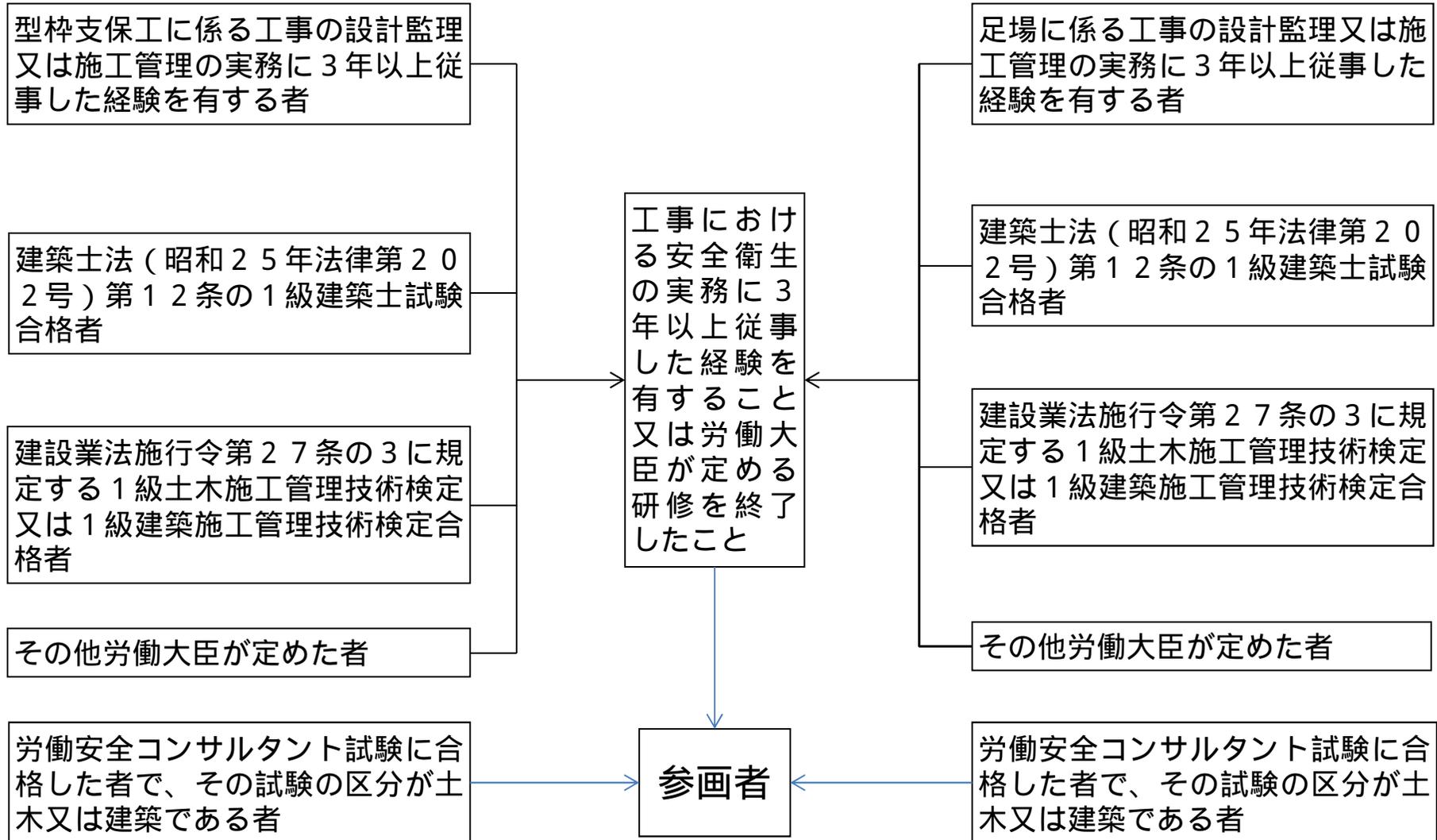
10. 審査の手順



11. 計画届作成にあたって参画させる者の資格

型枠支保工の仕事

足場の仕事



建築工事関係

学歴及び建築工事の設計又は施工管理の実務経験	工事における安全衛生の実務	計画に参画できる仕事
学校教育法による大学又は高等専門学校において、理科系等の正規の課程を修めて卒業し、その後10年以上建築工事の設計監理又は施工管理の実務に従事した経験を有する者	建築工事における安全衛生の実務に3年以上従事した経験を有する者又は厚生労働大臣が定める研修を終了したこと	高さ31mを超える建築物又は工作物（橋梁を除く）の建設、改造、解体又は破壊の仕事
学校教育法による高等学校において、理科系等の正規の学科を修めて卒業し、その後15年以上建築工事の設計監理又は施工管理の実務に従事した経験を有する者		
建築士法第12条の1級建築士試験合格者		
労働安全コンサルタント（建築）		

土木工事関係

学歴及び建築工事の設計又は施工管理の実務経験	工事における安全衛生の実務	下記の仕事の設計監理又は施工管理の実務に3年以上従事した経験を有する者	計画の作成に参画できる仕事
学校教育法による大学又は高等専門学校において、理科系等の正規の課程を修めて卒業し、その後10年以上建築工事の設計監理又は施工管理の実務に従事した経験を有する者	建設工事における安全衛生の実務に3年以上従事した経験を有する者又は厚生労働大臣が定める研修を終了したこと	ダム建設の仕事	高さ31mを超える建築物又は工作物（橋梁を除く）の建設、改造、解体又は破壊の仕事
学校教育法による高等学校において、理科系等の正規の学科を修めて卒業し、その後15年以上建築工事の設計監理又は施工管理の実務に従事した経験を有する者		橋梁建設の仕事	最大支間50m以上の橋梁の建設等の仕事 最大支間30m以上50m未満の橋梁の上部構造の建設等の仕事
技術士法第7条第1項の技術士試験合格者（建設部門に係るものに限る）		ずい道等の建設	ずい道等の建設等の仕事（ずい道等の内部に労働者が立ち入らないものを除く）
建設業法施行令第27条の3に規程する一級土木施工管理技術検定に合格した者		圧気工法による作業	圧気工法による作業を行う仕事
労働安全コンサルタント（土木）		地山の掘削を行う仕事	掘削の高さ又は深さが10m以上である地山の掘削

12. 機械等設置届の記入要領【様式第20号（安衛法第88条第2項、安衛則第86条関係）】

届出用紙（様式第20号）の記入要領

この用紙は、「建設物・機械等設置・移転・変更届」という名称になっており、型枠、足場等は法令上「機械等」に分類されています。

届出にあたっては、標題の「建設物」の項を抹消する。

届出対象機械等を同時に2種類以上設置（足場・架設通路・型枠支保工）し、同一場所に共存しているときは、概要欄に届出対象件名を明記して関係書類を添付すれば1件の表紙の届出でよい。

「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により次の例示のように記入

「総合工事業」・「職別工事業」・「設備工事業」

「計画の概要」の欄には、機械等の設置、移転又は変更の概要を簡潔に記入

「参画者の経歴の概要」の欄には、参画者の資格に関する職歴・勤続年数を記入

「工事着手予定年月日」、「工事落成予定年月日」の欄には、建設物の契約工期ではなく該当する足場、型枠支保工等の設置期間について記入

13. 機械等設置届の書面、図面等

届出用紙（様式第20号）

施工計画に関する社内審査書（店社等の審査状況を確認するため）

案内図

工程表

強度計算書（型枠支保工の場合、支柱等の応力計算、足場にあつては、つり足場、張出し足場等の特殊な構造の場合）

外部足場設計図（平面図、立体図、詳細図、架設通路）

型枠支保工計画図（配置図、組立図、詳細図）

使用部材のカatalog等

14. 建設工事計画届の記入要領【様式第21号（安衛法第88条第4項、安衛則第91条関係）】

「事業の種類」の欄は次の区分により記入

「ずい道建設工事」、「橋梁建設工事」、「道路建設工事」、「河川土木工事」、「砂防工事」、「土地整理土木工事」、「その他の土木工事」、「鉄骨鉄筋コンクリート造家屋建築工事」、「鉄筋造家屋建築工事」、「建築設備工事」、「その他の建築工事」、「電気工事業」、「機械器具設置工事」、「その他の設備工事」

仕事の範囲」の欄は、上記3の による区分で記入

「仕事の開始（終了）予定年月日」の欄は、契約工期ではなく、実際に着工する時期を記入

「計画の概要」の欄は、工事の概要を記入

「参画者の経歴の概要」の欄は、参画者の資格に関する職歴・勤続年数を記入

「関係請負人の予定数」の欄は、関係請負人（下請）が何社かを記入（人数ではない）

「関係請負人の使用する労働者の予定数の合計」の欄は、延べ人数で記入

15. 建設工事計画届の書面・図面等

届出事項	書類(又は必要な記述内容)	届出事項	書類(又は必要な記述内容)
1 仕事を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係	工事区域を示した地図(道路、周囲の建物、人家等を含む) 工事場所の平面図 隣接する工区との関係 埋設物及び地下の工作物調査結果 架空電線の状況図 土捨て場及び土捨て場までの経路図 地形図及び地層図 地質縦断面図 ボーリング柱状図(ボーリング位置を含む) 地下水、湧水、有害ガス、気象等の調査結果 土石流の発生するおそれの有無の調査結果 工事場所周辺の地下室、井戸等の地下構造物の状況	橋梁架設計画	築島及び締切工の方法 下部工の工法の概要 上部工の工法の概要 架設作業時の倒壊・落下防止対策
2 建設等しようとする建築物等の概要	建設、改造、解体又は破壊を行う兼摂物等の平面図、立面図及び断面図 設計図のうち主要な部分	ずい道工事計画	ずい道掘削工法の概要 ずい道断面図(立坑断面図含む) 発破作業方法 通路の概要 ずい道支保工、ずい道型枠支保工標準図及び建て込み方法 覆工方法 落盤、出水、可燃性ガス等による危険防止対策
3 工事用の機械、設備、建設物等の配置 仮設備計画	以下の計画における主要な部分及びその安全衛生対策を示す図面又は書面 総合仮設計画図 昇降設備 架設通路 土止め支保工 作業構台 足場 型枠支保工 クレーン、エレベーター等の性能、配置図等作業計画 建設機械、トラック等の運行経路図、運行管理計画等作業計画 掘削機械、ずい道掘削機械等建設機械の概要、配置図及び組立・解体方法 ずり処理設備及びずり処理方法 軌道装置の構造、性能、配置図等 機械設備の周辺作業者の危険防止措置 換気装置、除じん装置及び集じん機の構造、性能等(算定根拠を含む) 送排気設備図及び系統図(算定根拠を含む) 清掃作業用機械(石綿除去作業に限る)の構造、性能等 薬剤塗布用機械の概要(石綿除去作業に限る) 給排水設備図 通信設備及び警報設備図 照明設備図 保守・点検方法	地山の掘削計画	掘削方法 掘削面の高さ、こう配及び土量 土止め方法 発破作業方法 排水の方法 沈下掘削方法 艦装及び躯体構築方法 作業室、シャフト、マンロック及びマテリアルロックの構造図 沈下関係図 異常沈下防止対策 再圧室構造図 高気圧作業時間表 除去処理工法の概要(作業場所の隔離方法を含む) 粉じんの発散抑止対策 除去処理後の廃棄物管理方法
3 機械設備計画	以下の計画における主要な部分及びその安全衛生対策を示す図面又は書面 掘削機械、ずい道掘削機械等建設機械の概要、配置図及び組立・解体方法 ずり処理設備及びずり処理方法 軌道装置の構造、性能、配置図等 機械設備の周辺作業者の危険防止措置 換気装置、除じん装置及び集じん機の構造、性能等(算定根拠を含む) 送排気設備図及び系統図(算定根拠を含む) 清掃作業用機械(石綿除去作業に限る)の構造、性能等 薬剤塗布用機械の概要(石綿除去作業に限る) 給排水設備図 通信設備及び警報設備図 照明設備図 保守・点検方法	圧気作業計画	沈下掘削方法 艦装及び躯体構築方法 作業室、シャフト、マンロック及びマテリアルロックの構造図 沈下関係図 異常沈下防止対策 再圧室構造図 高気圧作業時間表 除去処理工法の概要(作業場所の隔離方法を含む) 粉じんの発散抑止対策 除去処理後の廃棄物管理方法
4 工法の概要、労働災害を防止するための方法及び設備の概要	以下の計画における主要な部分及びその安全衛生対策を示す図面又は書面	石綿除去作業計画	除去処理工法の概要(作業場所の隔離方法を含む) 粉じんの発散抑止対策 除去処理後の廃棄物管理方法
建築物等の建設等計画	土工事及び杭工事の方法 鉄骨工事の方法 鉄筋コンクリート工事の方法 仕上げ工事の方法 解体等の方法	採石作業計画	掘削方法 掘削面の高さ、こう配及び採石量 発破作業方法 落盤及び地山の崩壊防止対策 排水の方法
		安全衛生計画	安全衛生管理計画 安全衛生管理体制及び施工体制 緊急時対策及び連絡体制 可燃性ガス、有害ガス、酸素、粉じん等の測定方法、測定頻度、管理基準及び測定結果に基づく対策 振動・騒音・粉じん低減対策 火災対策 危険物の保管方法 職業性疾病対策 保護具 避難用具 救護用具
		工程	作業工程表 1日のサイクルタイム

注1 上記例示の中から当該工事に関連のある書面、図面等を添付して下さい。
注2 上記届出書類は、主要なものを例示しており、必要がある場合にはこれ以外の書類を求めることがあります。

16. 計画届の受付時における指導及び不備事項

- 足場、型枠支保工の届出にあたって、組立開始30日前の届出となっていない。
- 建設工事計画届の届出にあたって、仕事の開始14日前の届出となっていない。
- 足場の届出にあたって、建物の高さが3.1mを超えており、建設工事計画届が届出されていない。
- 足場の平面図、立面図の整合性がとれていない。
- 足場計画図（平面図、立面図）に建地間の寸法が表示されていない。（特に単管足場）
- 足場計画図（平面図、立面図）に壁つなぎの表示がない。
- 足場計画図（平面図、立面図）に架設通路の表示がない。
- 立面図に記載された架設通路に手すりの表示がない。
- 単管足場（ブラケット足場等）の立面図、断面図に手すりの表示がない。
- 枠組足場、単管足場の妻側（エンド部）に手すり（ストッパー等）の表示がない。（立面図）
- 屋上塔屋の足場に架設通路の表示がない。（平面図、立面図）
- 型枠支保工の組立図（断面図）が2面作成されていない。
- 型枠支保工のパイプサポートの高さが3.5mを超える場合に2m以内ごとに水平つなぎが2方向に設けられていないもの及び水平つなぎの変位防止のための筋交い等が設けられていないもの。（組立断面図）
- パイプサポートの滑動防止のための根がらみが設けられていないもの。（組立断面図）
- 型枠支保工の配置図（平面図）に根太、大引き、パイプサポート等の配置及び寸法が記載されていない。
- 型枠支保工の配置図（平面図）の根太、大引き、パイプサポート等の間隔（ピッチ）が、強度計算で求めた間隔（ピッチ）を超えた配置となっている。
- 型枠支保工の届出にあたって、強度計算を行っていないものがある。

計画届出等様式

- [建設工事・土石採取計画届【様式第21号（第91条、第92条関係）】](#)
- [建設工事・土石採取計画届【様式第21号（第91条、第92条関係）】（記入例）](#)
- [建設物・機械等設置・移転・変更届【様式第20号（第85条、第86条関係）】](#)
- [建設物・機械等設置・移転・変更届【様式第20号（第85条、第86条関係）】（記入例）](#)
- [施工計画に関する社内審査書（安衛法第88条第2項を含む場合）](#)
- [経歴書](#)
- [建設工事計画事前審査書](#)
- [遅延理由書](#)

社内審査終了後に届出られているにもかかわらず、上記内容の不備が多くみられるため、社内の審査体制の充実及び強化をお願いします。